

平成 3 0 年 1 0 月 総会議事録

日 時 平成 30 年 10 月 26 日 (金)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 80 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 平成 30 年 10 月 26 日 (金)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 55 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 80 会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案

議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 58 号 農用地利用集積計画について

議案第 59 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第 60 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - (2) 報告

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 5 号 現況証明について

報告第 6 号 国税局からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果について
- 4 その他

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者

事務局		農業企画課	
事務局長	鈴木孝昌	専門員	福井恒夫
主幹	及部祥宏	主事	森本裕之
主任主事	大和田拓		
主事	小口博之		

9 議事の経過

事務局 定刻となりました。
ただ今から豊橋市農業委員会 10 月総会を開会いたします。
内藤会長、よろしくお願いいたします。

議 長 <あいさつ>
それでは、総会を始めます。
なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします
します。
本日の出席委員は、24 名全員ですので、農業委員会等に関する
法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。
次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員につ
いて、私から 2 名指名したいと思います。異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、議席番号 10 番小林尚美委員、同 11 番近藤
好幸委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、開会に先立ちまして、15 日の書類説明会、農業委
員による現地調査、及び 19 日の農地審査会を経て、本日の総会
までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担
当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
19 日の農地審査会以降、農地法第 3 条関係の変更、取下げ、
保留はございません。
本日は、議案の他に、議案第 56 号農地法第 3 条許可申請の番

号1番、2番の新規就農の案件、及び番号4番から6番、8番から11番の農地所有適格法人として新規就農を図る案件について19日の農地審査会において実施した聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

なお、番号3番ですが、書類説明会では、別紙資料の「社員が法人に農地を提供した者や、農業に常時従事している者等であるか。かつ、常時従事者等の農業関係者の議決権が1/2を超えるか。」の欄について農業関係者議決権割合が75%とありましたが、正しくは81.25%です。お詫びして訂正いたします。

以上です。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

19日の審査会以降、一部修正等がありましたのでご報告させていただきます。

5条番号12の太陽光発電設備の建設について、利用計画等を確認すると申請地全面をコンクリート敷きにし、雨水を道路側溝へ放流する計画でしたが、申請地全ての水が側溝に流れ込んでしまうため、側溝がオーバーフローするなど危惧しておりました。審査会時に指摘し、申請地の一部をコンクリート張とせず、防草シートの上に碎石敷きとすることで、雨水の一部を自然浸透させる計画に改めました。

また、5条の番号21の西車両置場の建設について、審査会時に申請地の雨水排水により、下流の農地に影響が出る可能性があるとして、地元自治会より指摘がありました。水が集まる申請地南側に側溝を設置し、集水桝で放流する計画に改めました。

その他5条関係におきましては、変更取下げ等はありません。よろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 56 号、1 ページ及び 2 ページをお願いします。

最初に、番号 7 番の 1 件について説明します。

取得目的について、経営規模の拡大です。

権利の種類について、所有権の移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、2 名以上の農作業従事者がいます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われます。

第 2 号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 4 号、取得後において常時従事するかどうかについては、申請者が 150 日以上従事しています。

第 5 号、取得後に下限面積の 50a に達するかどうかについて、申請前から 50a 以上あります。

第 6 号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に番号 3 番について説明します。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請者は、農事組合法人です。農地法第 2 条第 3 項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、主たる事業は、水稻及び野菜の栽培です。

第 2 号、構成員については 16 名で、9 名が法人の行う農作業に 150 日以上従事する予定です。また、150 日未満の従事者

のうち4名が農地の権利提供者であり、農業関係者の議決権割合が81.25%と過半数を占めております。

第3号、取締役については4名で、うち3名が法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業に代表理事及び理事の2名が250日、その他理事1名が200日従事する予定です。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われます。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具については、農機具の保有状況は、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、2名以上の農作業従事者がいます。

また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第5号、取得後に下限面積が50aに達するかどうかについては、申請前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

次に、番号1番、2番の新規就農の案件について説明します。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、農地の権利の取得後、全部効率的に利用できるかについて、申請者の農作業歴は10年で、農機具については、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、トラック1台を

所有しております。従事者は、申請者の1名ですが、妻が農作業を手伝う予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地が耕作できる状態です。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、権利の設定後において常時従事するかどうかについては、申請者は150日農作業に従事する予定です。

第5号、権利の設定後に下限面積の50aに達するかどうかについては、許可されると6,527㎡となります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号4番から6番、及び8番から11番の農地所有適格法人として新規就農を図る案件についてそれぞれ説明します。

はじめに番号4番から6番について説明します。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請者は、公開会社ではない株式会社です。農地法第2条第3項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、主たる事業は、柿の栽培です。

第2号、構成員については1名であり、法人の行う農作業に200日従事する予定で、農業関係者の議決権割合が100%と過半数を占めております。

第3号・第4号、取締役については1名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業に200日従事する予定です。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われます。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、法人

の常時従事者たる構成員の農作業暦は 23 年で、農機具については、トラック 1 台、耕運機 1 台所有しています。農作業は代表取締役 1 名の他にパート 6 人が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 5 号、取得後に下限面積が 50a に達するかどうかについては、許可されると 6,213 m²となります。

第 6 号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

次に番号 8 番から 11 番について説明します。

権利の種類は、番号 8 番が使用貸借による権利の設定、番号 9 番から 11 番が所有権の移転です。

申請者は、有限会社です。農地法第 2 条第 3 項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、主たる事業は、水稻の栽培及び養豚業です。

第 2 号、構成員については 5 名であり、2 名が法人の行う農作業に 286 日及び 150 日従事する予定で、議決権をそれぞれ 50%、47%持っています。よって農業関係者の議決権割合が 97%と過半数を占めております。

第 3 号・第 4 号、取締役については 2 名で、全役員とも法人の常時従事者たる構成員であり、いずれも法人の行う農作業に 286 日及び 150 日従事する予定です。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われます。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会におけ

る当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、法人の常時従事者たる構成員の農作業暦はそれぞれ25年、60年で、農機具については、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック5台を所有しています。農作業は代表取締役及び取締役の2名が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第5号、取得後に下限面積が50aに達するかどうかについては、許可されると6,971㎡となります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から22番までの22件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第57号、3ページから6ページをお願いします。

権利の種類については、所有権移転は、番号1番、3番、6番から8番、10番から13番、15番、16番、21番、22番です。賃借権の設定は、番号2番、5番です。使用貸借による権利の設定は、番号4番、9番、14番、17番、18番から20番です。

転用目的については、番号1番が診療所等、番号2番が進入路・回転スペース等、番号3番、4番、9番、17番、19番、20番が分家住宅等、番号5番、6番、13番が資材置場等、番号7番が自己用住宅、番号8番、10番から12番、15番、16番、22番が太陽光発電設備、番号14番が進入路等、番号18番が駐車場等、番号21番が車両置場です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号1番、5番、7番、18番、20番、22番です。2種農地と判断されるのは、番号3番、4番、8番から16番、21番です。1種農地と判断されるのは、番号2番、6番、17番、19番ですが、許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金のみは、番号2番、5番、6番、8番、15番、18番、22番です。自己資金及び借入金は、3番、4番、7番、9番、13番、14番、16番です。借入金のみは、番号1番、10番から12番、17番、19番から21番です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成30年11月20日から平成31年1月29日までに着工し、平成30年12月1日から平成31年11月30日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号1番、3番、4番、7番、9番、14番、17番、19番、20番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番は申請外山林が1,878㎡、番号14番は申請外雑種地が249㎡、番号21番が申請外雑種地678㎡、番号22番が申請外雑種地24㎡あります。

その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計

画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号3番、4番、6番、8番、10番から13番、15番から17番、19番、20番、22番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号1番、5番、7番、9番、14番、18番、21番です。番号2番は、隣地の承諾が得られないため、理由書が添付されております。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

渡辺委員

はい。番号12番の太陽光の案件ですが、前の道は通学路となっていて、雨が降った時に大変な洪水になってしまう可能性がありますので、検討していただきたい。

事務局

はい、議長。

今回の申請に関しましては、冒頭でご説明させていただいておりますが、コンクリート張りの一部、623 m²を外した状態で、自然浸透できるような形をとらせていただいております。この申請の内容については、事前にお話させていただいており、特段問題ないかと思います。ただ、この境界の道路側溝の問題で、他にも工場等が立地している場所なので、今後状況を見ながら確認をしていきたいと考えます。

渡辺委員

はい。道路の側溝の大きさはわかりますか。

事務局

はい。申請者に確認したところ前の所には、24 cm角の側溝が入っています。

渡辺委員

はい。今までは、排水は道路側だけでなく、あちこちに分散されていましたが。業者側はこのことについて、何か文章を出していましたか。

事務局

はい。今回、申請地の影響で周辺に影響が及んだ場合、被害を及ぼした場合には、当方にて責任を持って解決いたしますとの一文を入れていただいております。

議 長 事務局、さっき言った対案、自然浸透にするという対案を業者側が出してきたのですか。

事務局 はい、そうです。今回の案は、出来るだけ申請地の中で吸収ができるように 600 m²以上を防草シートに替えて、防草シートも浸透性の高いものに、仕様書もいただいて確認しました。かなり浸透もできる状況であります。

今回の申請の元々の内容は、全面コンクリートを敷くものでした。その案だと渡辺委員が指摘されますように雨水は全て側溝に流れてしまう。あの場所は、下流方向の傾斜が急なので、溢れてしまう可能性があります。

そのため、なるべく申請地の中で自然浸透ができるように業者側が提案してきたのが、今回コンクリートの一部を取り除いて、防草シートで自然浸透できる案をあげてきました。

井川委員 勾配はけっこうきついんですか。

事務局 はい。申請地は、平たんに近い緩やかな勾配ですが、その先から急に勾配はきつくなります。

井川委員 今まで、そんなことはなかったと思いますが、言われるように何かあったら困ると思います。許可とは別に渡辺委員が言われるように一度確認をとってもらうのも必要なことだと思います。

日向委員 はい、今だと水が染み込むコンクリートというのもありますので、そうゆうものに替えてもらえばと良いのではないのでしょうか。

事務局 はい。農業委員会として、いろいろなご意見を言っていたきましたので、豊橋市長に進達する際に議事録を添付して、市長のほうで再度調整をしていただくやり方をお願いしたいと思います。

議 長 他に意見はありませんか。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 12 番については、雨天時の排水や通学路として利用されていることへの配慮など色々なご意見がありましたので議事録を添付し、また番号 12 番及び 21 番については、農地法

委員全員
議長

第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したう
え豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第58号「農用地利用集積計画について」を
議題といたします。

所有権移転の番号1番から4番までの4件を一括上程いたし
ます。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第58号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、9月27日開催の農地
銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に
仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼が
あった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたし
ましたので、農業経営基盤強化促進法 第18条（農用地利用集積
計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございま
す。

今回の案件につきましては、4件7筆10,829㎡でございます。
これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、
さる10月19日の農地審査会において、水野敏久会長職務代理
者、佐藤辰巳委員、池田和浩委員、中島博文委員に審査をお願い
し、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件
である、

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的
に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認
められること。

の各要件を満たしております。

また、農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金
に利用権を設定する案件15件20筆16,400㎡につきましても、
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、ご審議をお願い
するものでございます。

議 長	ご審議の程、よろしくお願い致します。 内容については、ただいまの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。
委 員 議 長	質疑、意見のある方は、発言願います。 「進 行」 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
委員全員 議 長	これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。 「異議なし」 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。
事務局	続きまして、議案第 59 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。 番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。 はい、議長。説明させていただきます。 議案第 59 号、9 ページをご覧ください。 議案第 59 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。 番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 4 筆は水稻の栽培、6 筆は白菜等野菜の栽培、12 筆は保全管理です。 番号 2 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 2 筆は水稻の栽培、5 筆はブロッコリー等野菜の栽培、1 筆は保全管理です。 番号 3 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 2 筆は水稻の栽培、3 筆はネギ等野菜の栽培です。 この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の皆さんに、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。 なお、市街化区域内の農地は、ありません。 以上です。
議 長	内容については、ただいまの説明のとおりです。

	それでは質疑に入ります。 質疑、意見のある方は、発言願います。
委員	「進 行」
議長	進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。 これより採決に入ります。 本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。
委員全員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって本案は、さよう決しました。 続きまして、議案第 60 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。 番号 1 番から 4 番の 4 件を一括上程いたします。 内容については、事務局に説明を求めます。
事務局	はい、議長。説明させていただきます。 議案第 60 号、10 ページをご覧ください。 議案第 60 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。 番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 4 筆は水稻の栽培、8 筆はキャベツの栽培、1 筆は保全管理です。 番号 2 番は、果樹及び施設園芸による経営です。特例農地の 1 筆はみかんの栽培、4 筆はハウスにおける大葉の栽培です。 番号 3 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 3 筆は水稻の栽培、1 筆は保全管理です。 番号 4 番は、畑作による経営です。特例農地の 4 筆は保全管理です。 この 4 件については、議案に記載の推進委員の皆さんに現地調査をしていただいた結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認していただきました。 なお、市街化区域内の農地は、番号 2 番の特例適用農地全てが、番号 3 番が 1 筆、4 番が 2 筆ありました。
議長	内容については、ただいまの説明のとおりです。 それでは質疑に入ります。 質疑、意見のある方は、発言願います。
福井委員	はい、議長。

番号2番ですが、備考欄に「持ち分2分の1」とありますが、
どういふことでしょうか。

事務局

はい。この願出地は共有地で、願出者が2分の1の所有権を持っています。今回はこの願出者の権利部分だけが相続税の納税猶予の20年を経過したことで、利用状況を確認した案件です。もちろん持ち分が2分の1ということで半分だけが農地として利用しているわけではなく、全部が農地として利用されていました。

福井委員
委員
議長

わかりました。

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。

議案の11ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から27番までの27件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に15ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から11番までの11件、及び17ページからの報告第3号の番号1番から34番までの34件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に22ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から10番までの10件については、備考欄に記載の農地法第3条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しま

した。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、10 月 23 日付けで 証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は雑種地、2 番は農地、3 番は宅地課税でした。

次に 25 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番は、名古屋国税局長 財務事務官からの照会です。

4 筆とも市街化調整区域で、1 筆が農用地 区域外、残り 3 筆が農用地 区域内の農地でした。

備考欄に記載の委員の皆さんに現地調査をしていただきました結果、廃車置き場に利用している農地もありましたが、すべて農地性ありと確認されたため、この内容を平成 30 年 9 月 28 日付けの事務局長名で回答いたしました。

議長 報告事案については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 35 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。（午前 10 時 40 分再開）
次に連絡事項をお願いいたします。

<連絡事項>

議長 その他について、何かありませんか。
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 10 時 55 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 30 年 10 月 26 日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(10 番 小林 尚美 委員)

議事録署名者
(11 番 近藤 好幸 委員)